



EU 共同大学院プレセミナー

インガ・シュヴァルカ氏

(マックス＝プランク比較公法・国際法研究所 研究員)

講演

「欧州人権裁判所の裁判管轄

および移行期のラトヴィアに関する司法手続」

日時： 10月28日(木) 16:30～18:30

会場： 西キャンパス 本館1階 特別応接室

(英語による講演・通訳なし)

EUは、環境・人道分野における世界の強力な牽引車として、積極的にユーロ・スタンダード(欧州発の世界基準)の形成に取り組んできました。なかでも欧州人権裁判所(ECtHR)は、いまや現代世界の人権保障を語る上で欠かせない存在となっています。このECtHRはどのような歴史的背景のもとで設置され、どのような裁判管轄をもち、どのような訴訟手続を行っているのでしょうか。また、2004年のEU拡大では、ソヴィエト連邦から独立したバルト三国ならびに中東欧圏の旧社会主義諸国が加盟を果たしたことで、ECtHRは体制転換を伴った移行期の諸国家をめぐる多数の紛争の解決を迫られることになりました。この困難な政治的・法的諸問題に対して、ECtHRはどのように対処してきたのでしょうか。

今回のEU共同大学院プレセミナーでは、欧州人権裁判所において3年間の実務経験を有するインガ・シュヴァルカ氏をハイデルベルクからお招きして、欧州人権裁判所の仕組みと裁判実務を具体的事例に即して紹介していただきます。

ぜひこの機会にご来場・ご聴講ください。皆様のご参加をお待ちしております。



一橋大学



慶應義塾大学

戦略的^{大学}連携支援事業

Support Project for Strategic University Collaborations

この取組は、文部科学省の平成20年度「戦略的^{大学}連携支援事業」に選定され、文部科学省の支援を受け実施しています。

協賛：日本国際研究教育センター

問合せ先：一橋大学大学院法学研究科教授 屋敷二郎 = eu.hitotsubashi@gmail.com